

香川県国民健康保険運営協議会について

概 要

- 国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議するため、平成28年度に「香川県国民健康保険運営協議会」を設置。
- 「国民健康保険事業費納付金の徴収」「国民健康保険運営方針の作成」「その他の重要事項」について審議する。

委員の構成等

- 被保険者代表 3名 ○保険医又は保険薬剤師代表 3名 ○公益代表 3名 ○被用者保険代表 2名
- 任期は3年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

協議会の運営

- 協議会の会長は、公益代表の中から選挙により選出（第3条第1項）
- 協議会の会議は会長が招集する（第4条第1項）
- 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない（第4条第2項）
- 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる（第4条第3項）
- 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める（第5条）

※協議会の運営に関する事項及び委員定数は、香川県国民健康保険運営協議会条例で規定